

本裁決書は行政不服審査法第 85 条の規定により公表するものです。

裁決書

審査請求人

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○○

処分庁 生駒市長 小紫 雅史

審査請求人が令和 6 年 3 月 11 日付けで提起した処分庁による保有個人情報の開示をする旨の決定（部分開示）に対する審査請求について、生駒市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問し答申を得たので、次のとおり裁決する。

主文

本件部分開示決定を取り消す。

理由

第 1 事案の概要

本件は、審査請求人が生駒市長に対し、個人情報の保護に関する法律に基づいて、「令和○年○月○日に生活支援課内で行われた○○○○の引っ越し費用の上限額は○○万円とすると決定した件につき、その旨の決定が法律上有効なものである事を示す書面や法的根拠等一式」の開示請求をしたところ、生駒市長が「ケース診断会議記録表（令和○年○月○日）、会議資料」を、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別できる部分を除き、部分開示することを決定したことに対し、審査請求人が、行政不服審査法に基づき、本件処分を取り消し、上記のとおり「決定が法律上有効なものであることを示す書面や法的根拠等一式」を開示することを求めるものである。

第 2 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、決定を下すにあたり生活支援課が相談した弁護士の個人的な意見や、決定に至るまでの過程を求めたものではない。決定について、後ろ盾となる何らかの法的根拠等があるはずである。そのため、不存在決定を取り消し、開示することを求める。

第 3 決定の理由

審査請求人が開示を請求した情報は、「引っ越し費用の上限額は○○万円とすると決定した件につき、その旨の決定が法律上有効なものであることを示す書面や法的根拠等一式」で

あり、開示された情報と対応していない。なお、「引っ越し費用の上限額を〇〇万円とする
との決定が法律上有効なものであることを示す書面や法的根拠等一式」は存在しない。

第4 結論

主文のとおり、本件部分開示決定処分を取り消す。

令和7年7月3日

生駒市長 小紫 雅史